

入札時における労務費等が明示された積算内訳書の提出について

令和8年7月1日
天童市総務部財政課

1 概要

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、建設業者は公共工事の入札時に労務費等※が明示された入札金額の内訳の提出が義務付けられたことから、入札時に労務費等が明示された積算内訳書の提出を求めるもの。

※労務費等とは以下のとおり。

- ・直接工事費のうち、材料費及び労務費。
- ・現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額及び建退共制度の掛金。
- ・工事原価のうち、安全衛生経費。

2 天童市における労務費等の明示方法

入札時に、これまでの積算内訳書の提出に加えて、「積算内訳書（その2）」の提出をお願いします。

なお、従来の積算内訳書に労務費等の必要事項を追記していただいても構いません。この場合は、「積算内訳書（その2）」の提出は不要です。

「積算内訳書（その2）」の内容に不備があった場合は、原則として入札無効とします。ただし、令和8年度に入札公告・指名通知した工事に限り、直ちに入札無効とはせず、入札後の追加提出を認めるものとします（追加提出を求めたにも関わらず、応じない場合は入札無効とします）。

3 適用

令和8年8月1日以降に入札公告・指名通知を行う建設工事に適用する。

担当	総務部財政課契約検査係
電話	023-654-1111（内線737）